		第一項後段の規定により読み替えて適用される第六条の十一第一項の附則		第一項後段の規定により読み替えて適用される第六条の十一第一項の附則
当該徴収取扱費算定期間内	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に	、当該各徴収取扱費算定期間内	（当該各徴収取扱費算定期間内	法附則第九条の七、
同年十月及び十一月	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として	（次項	（一部施行日以後に還付された	との合計額の十七分の十
額）との合計額	額）との合計額	（以下この条	（法	の二十二分の十
旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成三十二年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として	税法附則第九条の七、平成三十一年九月に三十一年旧地方税法附則第九条の六第二項及び第九条の七第二項の規定により地方税法等の改正前の